

論文執筆のための貸出中図書一時借用について

・法学部に所属する学生又は大学院生は、ゼミナール論文、修士論文、博士論文を執筆するために、論文執筆について指導している指導教員が特に必要と認めた場合、現在貸出中の資料に対して、一時的な借用を願い出すことができます。

■ 申請の手続き

- ① 「貸出中図書一時借用願」に、必要事項を記入し、論文執筆について指導している指導教員の署名捺印を受けてください。
- ② 現在の返却期限日が記載されたOPACの検索結果を添付して、一時借用願申請者本人が、図書館1階カウンターに提出してください。

■ 申請時の注意点

- ※ 「貸出中図書一時借用願」には、論文執筆について指導している指導教員本人による署名と捺印が必要となります。
- ※ 「貸出中図書一時借用願」の「一時借用の必要性」欄は、なるべく詳細に記入してください。
- ※ 「貸出中図書一時借用願」の「一時借用の期間」欄は、日付が確定してから、係員が記入いたします。
- ※ 一時借用ができるのは、貸出期間が1か月以上の利用者に対して、貸出日から2週間を超えたものが対象となります。一時借用の対象となる資料かどうかは、予め図書館1階カウンターで確認してください。
- ※ 貸出日から2週間を超えていない段階で、「貸出中図書一時借用願」を申請しておくことは可能ですが、実際に一時借用できるのは2週間を超えてからになります。
- ※ 一時借用の条件を確保するため、適宜、一時借用願申請者名で、予約を入れさせていただくこととなりますので、ご了承願います。
- ※ 貸出期間が2週間の利用者が借りている資料に対しては、一時借用の返却を求めることはできません。予約をすることにより対処してください。

■ 一時借用の手順

- ① 「貸出中図書一時借用願」の申請に対して、貸出期間が1か月以上の利用者には、貸出日から2週間を超えたものを対象として、一時返却を求める連絡をいたします。
- ② 当該資料が返却されたら直ちに、一時借用願申請者に一時借用が可能となった旨、連絡をいたします。
- ③ 一時借用願申請者が来館されたら、一時借用の手続きを行います。

■ 一時借用の注意点

- ※ 一時借用は、図書館内のみでの利用となります。図書館外に持ち出すことはできません。
- ※ 一時借用の期間は、当初の利用者から一時返却があつてから、1週間となります。
- ※ 一時借用できる期間が1週間ではないのでご注意ください。そのため、できるだけ速やかに、一時借用／返却できるように、連絡／利用にご留意ください。一時借用の期間の更新(延長)はできません。
- ※ 1週間の間に、一時借用願申請者が手続きに来ない場合(一時借用願申請者に連絡がつかない場合を含む)は、一時借用をキャンセルといたします。
- ※ 当初の利用者に連絡が付きにくい状況があることをご了承願います。

■ 一時借用の制限

- ※ 当該貸出資料に、予約が入っている場合は、一時借用はできません。
- ※ 同一資料に対し、連続して一時借用の申請をすることはできません。
- ※ 当初の利用者より、相応の理由により、一時返却できない旨連絡があつた場合は、一時借用はできないものといたします。

■ 一時借用返却後の措置

- ※ 一時借用図書が返却された場合、現在の利用者には再度貸出をするときは、再貸出の手続きをした日から当初の貸出期間の残日数分の貸出を行います。